

(別添)

介護保険事業を実施している医療機関等の費用の区分方法について

医療と介護の費用の区分方法については、原則として実際に要した費用の区分方法と考えられる「別紙 費用区分1」の区分方法により算出して下さい。

なお、上記の区分方法により算出が困難な医療機関等については「別紙 費用区分2」の区分方法により算出し、その金額を記入して下さい。(計算にあたっては、計算例を参考にして下さい。)

具体的には

「費用区分1」

(1) 給与費について

執務時間割合により区分して下さい。

(2) 材料費について

各事業における消費金額により区分して下さい。

(3) 経費等について

各費用項目ごとに妥当と考えられる区分方法(「別紙 費用区分1」参照)により、各事業における消費金額を区分して下さい。

「費用区分2」

(1) 給与費について(貴施設で費用区分を行って下さい。)

①「病院長・医師・歯科医師・その他の職員」と「看護・介護職員」に区分して下さい。

「病院長・医師・歯科医師・その他の職員」については、

(ア) 医療又は介護の専従職員か医療・介護の兼務職員かに区分して下さい。

(イ) 上記(ア)の専従職員はそれぞれの配置に基づき医療と介護に区分し、兼務職員については医療機関の入院収入(介護分含む)と外来収入(介護分含む)の割合により入院相当分と外来相当分に按分して下さい。

(ウ) 「入院相当分」については、職場の医療の入院患者延べ人数と介護の施設サービス延べ人数(短期入所含む)の割合により医療と介護に按分して下さい。

(エ) 「外来相当分」については、医療の外来患者延べ人数と介護の居宅サービス利用者延べ人数の割合により医療と介護に按分して下さい。

「看護・介護職員」については、

(オ) 医療機関の入院収入(介護分含む)と外来収入(介護分含む)の割合により入院相当分と外来相当分に按分して下さい。

(カ) 「入院相当分」については、病棟担当の看護職員及び介護職員にかかる医療と介護の配置割合により按分して下さい。

なお、兼務職員については、職場の医療の入院患者延べ人数と介護の施設サービス延べ人数(短期入所含む)の割合により医療と介護に按分して下さい。

(キ) 「外来相当分」については、医療の外来患者延べ人数と介護の居宅サービス利用者延べ人数の割合により医療と介護に按分して下さい。

②非常勤職員については、上記①の常勤職員の職種別按分方法と同様の方法により医療と介護に按分して下さい。

③役員については、医療機関の入院収入(介護分含む)と外来収入(介護分含む)の割合により入院相当分と外来相当分に按分し、更に、医療と介護の収入割合により按分して下さい。

④退職手当引当金繰入、賞与引当金繰入及び法定福利費については、上記①②の医療と介護それぞれの合計額割合により按分して下さい。

(2) 材料費について（中医協事務局にて費用区分を行います。ここでは参考までにその手順を説明します。）

①医薬品費は、入院収入（介護分含む）と外来収入（介護分含む）の割合により入院相当分と外来相当分に按分します。

「入院相当分」は、入院収入と施設サービス収入（短期入所含む）の割合で按分します。

「外来相当分」は、医療保険分に計上します。

②診療材料は、上記①と同様に按分します。なお、外来相当分については、外来収入と居宅サービス収入の割合で按分し、医療保険分と介護保険分に区分します。

③給食用材料は、「食事延べ提供数」の割合により医療保険分と介護保険分に区分します。

(3) 経費等について（「経費（うち）その他の経費」、「その他の医業費用」についてのみ貴施設で費用区分を行って下さい。）

①経費等については、原則、各費用項目ごとに入院収入（介護分含む）と外来収入（介護分含む）の割合により按分して下さい。

②上記①により算出した金額を、各費用項目ごとに「別紙 費用区分2」の区分方法により医療と介護に按分して下さい。

*「経費（うち）その他の経費」とは、経費のうち光熱水費、土地賃借料、建物賃借料、設備機器賃借料以外の経費です。

*「その他の医業費用」とは、研修費等、本部費等をいいます。

「別紙 費用区分 1」

科	目	費用の区分方法										
		執務時間割合	額各事業の消費金	実際食数割合	給与費割合	延利用者数割合	使用高割合	会議内容による個別事業費	建物床面積割合	法的、出席者等の実態に就いた事	事業毎の償還金に引当率を乗じた金額	各事業で生じた収益・費用
V 医業費用・介護費用												
1 給与費												
○常勤職員給与												
	病院長	○										
	医師・歯科医師	○										
	薬剤師	○										
	看護職員	○										
	看護補助職員	○										
	医療技術員	○										
	事務職員	○										
	技能労務員・労務員	○										
○非常勤職員給与		○										
	病院長	○										
	医師・歯科医師	○										
	薬剤師	○										
	看護職員	○										
	看護補助職員	○										
	医療技術員	○										
	事務職員	○										
	技能労務員・労務員	○										
○役員報酬		○										
○退職給与引当金繰入及び賞与引当金繰入		○										
○法定福利費		○										
2 医薬品費			○									
3 給食用材料費				○								
4 診療材料費・医療消耗器具備品費			○									
5 歯科材料費			○									
6 経費												
	福利厚生費				○							
	旅費交通費				○							
	職員被服費				○							
	通信費					○						
	消耗品費		○									
	消耗品器具備品費		○									
	車両費						○					
	会議費							○				
	光熱水費						○					
	修繕費								○			
	賃借料											
	土地						○					
	建物						○					
	設備器械						○					
	保険料											
	火災保険料								○			
	病院賠償責任保険料					○						
	自動車損害賠償責任保険料						○					
	交際費					○						
	諸会費					○						
	租税公課 (注)								○			
	徴収不能損失									○		
	雑費					○						

科	目	費用の区分方法										各事業で生じた収益・費用
		執務時間割合	各事業の消費金額	実働食数割合	給与費割合	延利用者数割合	使用高割合	会議内容による個別事業費	建物床面積割合	業務内容等、目的別に就いた事項	事業毎の償還金に引当率を乗じた金額	
7 委託費	検査委託費		○									
	患者用給食委託費		○									
	寝具類洗濯・賃貸委託費(病衣除く)		○									
	病衣洗濯・賃貸委託費		○									
	医療用廃棄物委託費		○									
	歯科技工委託費		○									
	医療事務委託費		○									
	その他の委託費		○									
8 減価償却費	建物減価償却費								○			
	建物附属設備減価償却費								○			
	構築物減価償却費								○			
	医療用器械備品減価償却費						○					
	車両船舶減価償却費						○					
	その他の器械備品減価償却費						○					
	その他の有形固定資産減価償却費					○						
	無形固定資産減価償却費					○						
9 その他の医業費用	研修費等									○		
	本部費等											○
Ⅵ 医業外費用・介護外費用	支払利息											○
	有価証券売却損											○
	患者外給食材料費											○
	診療費減免											○
	貸倒損失											○
	雑損失											○
Ⅶ 特別損益												
1 特別利益	固定資産売却益											○
	その他の特別損失											○
2 特別損失	固定資産売却損											○
	その他の特別損失合計											○
Ⅷ 補助金・負担金等												○
医業外収入・介護外収入	受取利息配当金											○
	有価証券売却益											○
	患者外給食収益											○

(注) は自動車関係の場合は使用高割合

「別紙 費用区分 2」

* 表中の網掛け部分は、事務局にて費用区分を行う科目です。

科 目	費 用 の 区 分 方 法						
	入院と外 来収入 による按分	医療と介 護収入 割合	延利用者 数割合	建物床面 積割合	給与費割 合	実際食数 割合	看護・介護 職員配置 割合
V 医薬費用・介護費用							
1 給与費							
○常勤職員給与							
病院長	○		○				
医師・歯科医師	○		○				
薬剤師	○		○				
看護職員	○						○
看護補助職員	○						○
医療技術員	○		○				
事務職員	○		○				
技能労務員・労務員	○		○				
○非常勤職員給与							
病院長	○		○				
医師・歯科医師	○		○				
薬剤師	○		○				
看護職員	○						○
看護補助職員	○						○
医療技術員	○		○				
事務職員	○		○				
技能労務員・労務員	○		○				
○役員報酬	○	○					
○退職給与引当金繰入及び賞与引当金繰入	—				○		
○法定福利費	—				○		
2 医薬品費	○	○					
3 給食用材料費	—					○	
4 診療材料費・医療消耗器具備品費	○	○					
5 歯科材料費	○	○					
6 経費							
福利厚生費	—				○		
旅費交通費	—				○		
職員被服費	—				○		
通信費	○		○				
消耗品費	○		○				
消耗品器具備品費	○		○				
車両費	○		○				
会議費	○		○				
光熱水費	—			○			
修繕費	—			○			
賃借料							
土地	○			○			
建物	○			○			
設備器械	○		○				
保険料							
火災保険料	○			○			
病院賠償責任保険料	○		○				
自動車損害賠償責任保険料	○		○				
交際費	○		○				
諸会費	○		○				
租税公課	○			○			
徴収不能損失	—	○					
雑費	○		○				

科 目		費 用 の 区 分 方 法						
		入院と外 来の収入 による按分	医療と介 護の収入 割合	延利用者 数割合	建物床面 積割合	給与費割 合	実際食数 割合	看護・介護 職員配置 割合
7 委託費	検査委託費	○	○					
	患者用給食委託費	—					○	
	寝具類洗濯・賃貸委託費(病衣除く)	入院へ計上		○				
	病衣洗濯・賃貸委託費	入院へ計上		○				
	医療用廃棄物委託費	○	○					
	歯科技工委託費 (注)							
	医療事務委託費	○		○				
	その他の委託費	○		○				
8 減価償却費	建物減価償却費	○			○			
	建物附属設備減価償却費	○			○			
	構築物減価償却費	○			○			
	医療用器械備品減価償却費	○		○				
	車両船舶減価償却費	○		○				
	その他の器械備品減価償却費	○		○				
	その他の有形固定資産減価償却費	○		○				
	無形固定資産減価償却費	○		○				
9 その他の医業 費用	研修費等	○		○				
	本部費等	○	○					
Ⅵ 医業外費用 ・介護外費用	支払利息	○	○					
	有価証券売却損	○	○					
	患者外給食材料費	○	○					
	診療費減免	○	○					
	貸倒損失	○	○					
	雑損失	○	○					
Ⅶ 特別損益								
1 特別利益	固定資産売却益	○	○					
	その他の特別損失	○	○					
2 特別損失	固定資産売却損	○	○					
	その他の特別損失合計	○	○					
Ⅷ 補助金・負担金等		実績						
医業外収入・ 介護外収入	受取利息配当金	○	○					
	有価証券売却益	○	○					
	患者外給食収益	○	○					

(注)は医療保険分へ計上します。